

陳 情 文 書 表

7 陳情第 11 号

小金井市の組織に市政に対する苦情処理部門の設置を求めます

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 7 年 4 月 22 日
(西暦)

陳情代表者	住 所	小金井市本町
	氏 名	大谷 和彦 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	() -

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	小金井市本町
	氏 名	大谷 和彦
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 7 年 4 月 22 日 19:55			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						



附情書 別紙 小金井市議会 青森県議 議長 令和7年4月22日 小金井市本町 [REDACTED]
大倉和彦 小金井市の組織に市政に対する苦情処理部門の設置を求め
合の時機はあつた。小金井市の組織において、市の行政に対する苦情処理
部門は存在しません。小金井市の広報広聴課は、苦情と関わりととあり
その役割はあつた。その案件の解決の道筋を探る処理までには踏み
込まず。小金井市の意図は、自分たちの意図事項と消滅するだけであり
納税者住民側の市意図と解決する方途は全くない。その中間線は
全く非対称であり、アフレアであり。そのため、一旦、意図と解決が
発生すると、市の組織において、右と解決の実情と調へ、即ち解決報告
に至る道筋は、福祉に關するオンフスと利益と除くと、外にはありません。
また、右福祉オンフスと利益も常設の機関となく、迅速性とあつて
あります。よって、小金井市において、一旦、意図と解決が発生すると、納税者
住民側は、新設の制度に頼ることはありません。附情書も、最近、小金井市の
担当部署から「出るのと出るしやうと、市と新えて下さい。」と申し渡され、
また、毎年のように発言をしております。弁護士の費用と、着手金もかかる。
印紙代もかかる。よって、市の納税者住民は証を提出してあります。
そのような事情から、小金井市の組織において、市政に対する苦情処理
部門の設置は急務であります。附情書は、最近、小金井市納税課長に
対し「納税者住民は、行政サービスと見返りと期待して、住民税を
払っている。しかし、地域福祉課は、行政サービスの姿勢を全く見せていない。
納税課長も、地域福祉課長に對し、『誠意ある行政サービスを行うよう』
言つてくた。」と云うと、納税課長は、「私の仕事は徴税であり、附情書に云う
ようなことは地域福祉課長に言う気は全くない。」と云う人もほろろと対応
してあります。附情書が知る限り、そのような苦情処理部門は府中市
新沼正にはあると云う。附情書は、右苦情処理部門の設置を求めて、
事件附情に及んだ次第であります。おわり

陳 情 文 書 表

7 陳情第 12 号

件名 人事異動にかかる市民不利益についての

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 7 年 5 月 9 日
(西暦 2025)

陳情代表者	住 所	小金井市緑町
	氏 名	佐々間 昌己 印 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	

発言を申し出ます。

発言者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

議事係



第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 7 年 5 月 9 日 15:45			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						



小金井市議会議長 斎藤 ~~孝夫~~ 様

康夫

令和7年5月9日

小金井市緑町 

佐久間昌己

件名 人事異動にかかる市民不利益についての陳情書

令和7年4月以降、市役所に問い合わせをすると「異動したばかりなので、その件について、すぐにはわからない」というような回答をしばしば頂きます。

組織表を見ると、今回の異動では部長と課長両方が替わった部局がたくさんあります。その中でも企画政策課 生涯学習課にいたっては部長、課長、係長が一掃されており、行政には継続性が求められているにもかかわらず、かくも冒険的な人事を、よくもやれたものだと感心するしだいです。

いずれにしても「異動があったので以前のことはよくわかりません」というようなことを職員が言うのはやはり問題であり、一旦、市民として時下の不便を忍ぶにしても、職員の方々にかかる負担も顧みず、ここまでの人事を強行されたからには、なにかしら素晴らしい効果が見込めるからなのだと思いますので、ぜひとも今回の企画政策課 生涯学習課における三役入替え人事によって、市民が獲得できるであろう効果について解説などして頂ければと思います。

なお、万万が一にも、それが市長による好き嫌いとか付度とか、あまり表立っては言えないこと、または合理的な説明を欠くようでしたら、行政の継続性を害するような異常な人事異動は止めてもらいたいと思います。

陳 情 文 書 表

7 陳情第 13 号

異物の無きことによるリスクの解消を求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 7 年 5 月 9 日
(西暦 2025)

陳情代表者	住 所	小金井市緑町
	氏 名	佐々木 昌子 印 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	()

(宛先) 小金井市議会議長

議事係



第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 7 年 5 月 9 日 15:45			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

小金井市議会議長 斎藤 ~~やすお~~様

康夫

令和7年5月9日

小金井市緑町 

佐久間昌己

件名 異動の無いことによるリスクの解消を求める陳情書

一般に、公務員の人事異動は以下の弊害の観点から適宜、適切に行われるべきものであるとされています。

「公務員の人事異動をしないことの弊害」

- 硬直化とマンネリ化
長期間同じ部署や業務に留まることで、思考や業務プロセスが硬直化し、新しいアイデアや効率的な手法が生まれにくくなる。変化への適応力も低下する。
- 専門性の偏り
特定の業務に特化しすぎる一方、他の分野の知識や経験が不足し、組織全体の視点や柔軟性が欠ける。総合的な能力の向上が阻害される。
- 人脈の固定化
同じ職場での長期滞在により、特定の人間関係や派閥が固定化し、組織内のコミュニケーションや意思決定が偏るリスクが高まる。
- モチベーション低下
新しい挑戦や成長機会が少なくなり、仕事への意欲や責任感が低下する可能性がある。特に若手や中堅職員のキャリア形成に影響。
- 組織の革新性低下
外部の視点や新たなスキルが導入されにくく、組織全体の革新や環境変化への対応力が弱まる。行政サービスの質の停滞を招く。
- 不正や癒着のリスク
長期間同じポジションに留まることで、特定の利害関係者との癒着や不適切な慣行が生じるリスクが高まる。

解決策の例

- 定期的な人事ローテーション（3～5年程度）を徹底。
- 多様な部署や地域での経験を昇進要件に含める。
- 外部研修や他機関との交流を促進し、視野を広げる。

これによると3～5年程度を目安に職員を異動させることが推奨されています。

しかしながら、小金井市では10年もの間、異動の無い部長職の方がおられ、さすがにこれは前段にあげた弊害のチェックを受けて頂くべき段階にあり、問題のあるなしにかかわらず、早急に異動を行う事案であると思われます。

つきましては、平成28年より今次の人事に到るまで同一部長職にある方に対して、前段にあげた弊害チェックを行った上で、万が一、人事を継続する場合は、常識を逸脱してまで、市長があえてこの方をそこに留めおかれてなお弊害は無いとする証明が伴う理由、および、留めおくことにおいて見込まれる核心的な利益について具体的かつ合理的な説明をお願い申し上げます。

陳 情 文 書 表

7 陳情第14号

ふるさと系内税返礼品から「特定外来生物被害防止基本方針」
に収録のある生物種の排除を求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 年 5 月 9 日
(西暦 2025)

陳情代表者	住 所	小金井市荻井南町
	氏 名	松井 豊 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	()

(宛先) 小金井市議会議長

議事係
山浦 麗成

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 7 年 5 月 9 日 15:45			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

康夫

小金井市議会議員 斎藤 康夫様

令和7年5月9日

松井 豊

小金井市貫井南町1-1-1

件名 ふるさと納税返礼品から「特定外来生物被害防止基本方針」

に収録のある生物種の排除を求める陳情書

現在、子供たちに人気のヘラクレスオオカブトムシですが、これは環境省・農林水産省が出している「特定外来生物被害防止基本方針」において「注意を要すべし」として「生態系被害防止外来種リスト」に掲載があり、以下のような内容が記されています。

ヘラクレスオオカブトムシなどカブトムシ亜科（規制要望）

特定外来生物あるいは未判定外来生物への指定を求める。流通量は多くないが、野外に定着した場合は、資源をめぐり、競合する在来種を排除する、寄生虫や伝染病を媒介するなどの影響が考えられる。現時点では生態系への定着事例は無いが、予防的に厳重な管理を義務づけるべきである。

<https://www.env.go.jp/nature/intro/4document/data/sentei/fin03/mat04.pdf> から抜粋

しかしながら、これをふるさと納税の返礼品として扱っている自治体が小金井市を含め実に20ヶ所以上もあり、中央省庁とこれら自治体の間における外来生物への考え方についての乖離は目を覆うばかりです。

通常、地方自治体が中央の指示、通達等を見做すのは、よほどのことであり、そのような中、かくも堂々と、かつ、多数の自治体が、かような陥穽にはまりこんでいるのは、ふるさと納税がもたらす損得勘定によって、首長をはじめとして役所方面の方々に、何かが執り憑いているせいではないかと憂慮するしだいです。

本市の場合、ふるさと納税を担当する部局（企画政策課）に見解を聞いてみますと「まだ違法とまでの断は下っていない。だから環境省、農林水産省による特定外来生物被害防止基本方針に対して積極的に従うつもりは無い」とのことでした。

これが心得違いであることは明白でしょう。

つきましては、命を扱うことのモラルについて模範を示すのが行政の立場であり、また、中央省庁の方針を遵守するのも地方自治体の役割であることから、環境省、農林水産省による「特定外来生物被害防止基本方針」のリストに記載のある生物に関して、これらをふるさと納税の返礼品として扱うなどして、外来種のいらぬ拡散に手を貸し、生態系に対するリスクをいたずらに増大させることのないよう表題の実施を求めます。

本陳情は議員任期満了にて審議未了になった陳情の継続性を担保するため再提出するものです

陳 情 文 書 表

7 陳情第 15 号

小金井市は、高齢者住民に対し適切に対応する行政サービスの提供と
義務づけする条例の制定、実現を、小金井市議会に求める 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 7 年 5 月 20 日
(西暦)

陳情代表者	住 所	小金井市本町 [REDACTED]
	氏 名	大谷 和彦 印 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	() —

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	小金井市本町 [REDACTED]
	氏 名	大谷 和彦
	連 絡 先	() —

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 7 年 5 月 20 日 15:40			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						



別紙 小倉市議会 青藤康夫 議長 令和7年5月20日

小倉市本町 [REDACTED] 大倉和彦

~~町長様へ~~ 小倉市には、納税者住民に対し適切に対応する

行政サービスの給付と義務を伴う条例の制定」の実現を

小倉市議会に求める陳情書

町長様は、指託の陳情を行ってもありません。納税者住民は、住民税
にせよ、固定資産税にせよ、その納付を小倉市納税課から厳しく
請求され、滞納されたら、納税者住民の命綱である公的年金が
容赦なく差押えられ、取り立てられる。他市、納税者住民は、担当
窓口に対し、自己の収入の重要性を行政サービスへの給付を求めても
担当窓口は、本据の場合、右行政サービスへの給付を拒絶する。
徴税とそれに見合う行政サービスへの提供のバランスは、才と心
のバランスを失ったものがある。敗戦後、日本国家は近代立憲主義
国家として再出発して80年。前記のバランスを回復すべきで
ある。よって、町長様は、指託の陳情を行ってもありません。

以上

陳 情 文 書 表

7 陳情第 16 号

小児と納税返礼品指定体制の

改善を求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 7 年 5 月 27 日
(西暦 2025)

陳情代表者	住 所	小金井市緑所
	氏 名	佐久間 昌乙 印 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

山下

屋敷

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 7 年 5 月 27 日 16:40			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
山浦	山浦	齊藤	高橋	西村	伏見	斎藤

令和7年5月27日
小金井市緑町[REDACTED]
佐久間昌己

企画政策課は、本市のふるさと納税返礼品「ヘラクレスオオカブトムシ」が日本全国に配達、拡散されても安全だとする根拠として、総務省自治税務局から東京都を經由して本市に送られてきたメール（参照１）をエビデンスであると主張しています。

参照 1

しかしながら総務省自治税務局は「地場産品規準」に基づいてのみ、それを判定する機関であることから、陳情者は総務省自治税務局市町村課ふるさと納税担当に対して「本市企画政策課はヘラクレスオオカブトムシの自然環境への安全性の根拠について、総務省のお墨付きを得たとし、参照1のメールをエビデンスだと主張しているが、そうなのか」と質したところ、ふるさと納税返礼品における物品の公序良俗に関すること、また、自然科学に基づく環境的な評価を行うのは各自治体の役割であり、したがって、参照1中の「照会内容なし」をして、総務省が小金井市に対してヘラクレスオオカブトムシが環境的に安全だとのエビデンスを与えたものではないとの回答を頂きました。

陳情者はこの回答に基づき、企画政策課に対し、参照1はヘラクレスオオカブトムシの安全を担保するエビデンスには当たらないのではと問い合わせたところ「当課としてはそう思い込んでやったものであり、今もそう思い込んでいる」という回答を頂き、甚だ困惑しております。

また、地場産品規準において、それが本当に地場で生産されていることを確認するのは、各自治体という事になっております。

従って、万が一にも、産地偽装などがあれば責任を取るべきは企画政策課ということになるのですが、同課は業者に対する現場における確認を一切行っておりません。

参照2はヘラクレスオオカブトムシを返礼品に認定した際の起案書です。

合議欄に環境部からの印が無いことは「専門家を要しないとするこの課の独善を垣間見た」と言えるかもしれません。

以下は小金井市がヘラクレスオオカブトムシを全国に配達、拡散させても環境的には安全だとするもう一つの根拠として提出してきたものです。

●「特定外来生物被害防止基本方針 平成27年3月」(環境省、農林水産省)

●「外来種被害防止行動計画 平成27年3月26日」(環境省、農林水産省)

しかしながら、陳情者は当該資料について環境省の出先機関である関東地方環境事務所の説明を受け、その際「本市企画政策課は当該資料がヘラクレスオオカブトムシを返礼品として配達、拡散しても安全であるとするエビデンスだと主張しているが、同意するか」と質したところ「非常に悲しく思う」さらに「当該資料はいかなる意味においてもリスクを啓発しているものであり、当資料をもってして外来生物の拡散において問題なしとの帰結を得るような解釈は、曲解以外の何物でもない」との回答を頂きました。

また、当該資料は令和4年に改定版が出されており、企画政策課がことさらに古い資料を持ち出してエビデンスであると主張していることについて、これは適切な仕事をなしているのだろうかと思ひながら、前述の関東地方環境事務所の回答とともに併せて質したところ「それでもエビデンスである」との一点張りで再度困惑せざるをえませんでした。いずれにしましても、現在、企画政策課が主張する「ヘラクレスオオカブトムシ」の、配達、拡散における安全性にかかるエビデンスは、総務省、環境省により否定されており、彼らの主張は戯言と化しております。

「そう思ったのだから仕方ない」「誰かが否といったかもしれないが自分達は是としている」「古かろうがなんだろうが出せばいい」「とにかくエビデンスはある」等、あたかも駄々っ子のような論理を振り回す企画政策課の姿勢には首を傾げざるをえません。

そもそも総務省、環境省、農林水産省など国の機関と意見の相違が生じる案件が課長決裁であることにはあきれるばかりです。

件の課長は先般の総務委員会において、ヘラクレスオオカブトムシは「特定外来生物ではありません」と答弁しておりましたが、それでは、何であるかについての説明はしたのでしょうか。

ヘラクレスオオカブトムシは「生態系被害防止外来種(=要注意外来生物)」に分類されます。そして、これらのものに対して、どのような要請がなされ、いかなるモラルが求められているかについては、広く流布されているところであります。

従って、同課に対して、市長など理事者や専門部門、また良識のある議員や専門家など、より多くの人々による目が注がれておれば、安全性に対してエビデンスが無いと言うような行政にとっての恥ずべき、また、あるまじき事業を小金井市が行うなどということはなかった思われ、まことに残念であります。

つきましては、ふるさと納税返礼品指定においては、もう少し幅広い方々の参加ならびにより慎重な検討のもとにそれを行うことを求めます。

*本陳情は議員任期満了にて審議未了になった陳情の継続性を担保するため、一部改変の上で再提出するものです

起 案 書

起 案 日	令和 6年 6月 19日	施 行 日	令和 6年 6月 20日	決裁区分	課長
決 裁 日	令和 6年 6月 20日	施 行 日	令和 6年 6月 20日	文 記 号 番 号	
存 否 応 答 拒 否	非該当	個人情報 の有無	あり		
第1ガイド	歳入			公 承 印 認	1/2
第2ガイド	ふるさと納税				
個別フォルダ	ふるさと納税 お礼品				
保存年限	資料	所 属	企画政策課 企画政策係		
廃棄年度	年度	起案者	榎木 紗矢	印	内 線 3904

宛 先	事業者			発 信 者	小金井市長	
件 名	ふるさと納税お礼品の追加について					
決 裁	企画政策係主任 	企画政策係係長 	企画政策係課長 			
合 議	企画政策係主事 					
決裁後供覧						
別紙のようにお礼品を追加し、事業者へ通知してよろしいか伺います。						

参照 2

陳 情 文 書 表

7 陳情第 17 号

市議会、同会に対し公職選挙法を改正して正合理選挙の推進
を求める意見書を出すよう求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 7 年 5 月 28 日
(西暦)

陳情代表者	住 所	小金井市本町
	氏 名	大谷 和彦 印 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	() -

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	小金井市本町
	氏 名	大谷 和彦
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係
歴 成

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 7 年 5 月 28 日 15:15			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

別紙 小倉市議会議員 市原康夫議長 昭和7年5月28日
小倉市本町[] 大倉和男

市議会は、国会に対し、公職選挙法を改正して、立会演説会の
復活を求める意見書を出すよう求める陳情書

日本国は、敗戦から80年、民主主義の土壌を育てる必要とあり
と、民主主義の進み具合の物差しとなるものは投票率である。
昭和7年3月の小倉市議会議員選挙の投票率は44%であった。
阿倍君の思うところ、投票率はせめて50%を上回るものが必要で
民主主義とは言えない。選挙を告示してから、その後の政治家の
政治活動が水も冷めやらぬうちに沈静化する状態は
異常である。立会演説会の、選挙を組織した人々が、昭和58年ごろ
廃止されたというところがあるが、阿倍君はこれを復活せよと考へる。
選挙を告示してから、有権者は立候補者の政策実現能力を確かめ
目安がある。議会の議は議論の議であり、議論、討論する能力
は議会の重要な要素である。立会演説会も何となく
有権者は、立候補者の議論、討論する能力を測ることに役立つ。
有権者は、選挙への関心を高め、投票率を上げることに役立つ。
政治家の政治活動も活性化される。よって阿倍君は、阿倍君
小倉市議会に対し、行うものとする。

陳 情 文 書 表

7 陳情第 18 号

電磁波悪用・電磁波の人体と健康への影響を訴え
電磁波に対し、法整備、法改正を国に求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 7 年 5 月 28 日
(西暦)

陳情代表者	住 所	東京都八王子市日暮町
	氏 名	特定非営利活動法人 Targeted Individuals Japan (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	()

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

山下

星成

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 7 年 5 月 28 日 17:15			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

陳情書

金井市議会 斎藤 康夫 議長 殿

28

令和 7 年 5 月 28 日

〒192-0043

住所

東京都八王子市暁町

氏名 特定非営利活動法人 Targeted Individuals Japan

代表 押越 清悦 Tel

電磁波を悪用 (~~エレクトロニクス・ハラスメント~~)、電磁波の人体と健康への悪影響を訴え、電磁波に対する法整備・法改正を国に求める 陳情書

【陳情趣旨】

スマホが普及し、今から 15 年前に国会でも質問された電磁波の人体への悪影響、電磁波過敏症に関しては一向に法整備なく対策もせず、今日に至っていますが、最近では、5G となり悪影響を訴える人が広がっています、その中に集団ストーカー犯罪を訴える方々が、電磁波の悪用、エレクトロニクス・ハラスメント、過敏症+攻撃被害を叫ぶ方が増えています。

日本全国に電磁波過敏症の被害者は 5 万人、エレクトロニクス・ハラスメントの被害者は 2 万人点-in していると言われています。

それに対して行政は不知で対策を考えていません、そこで調査 (専門調査研究部門を設置) と対策 (診断を出せる医師育成) と保護支援 (保障制度、公的保険の適用) を求め、国に対し法改正・法整備を求めます。

《電磁波過敏症》

電磁波に関する国会質問、2011 年、民主党政権時、自民党の議員が「電磁波に関する質問主意書」を提出しました、その内容は以下のようなものです。

私たちの身の回りには、目に見えない電磁波が飛び交っており、携帯電話、ワイヤレスブロードバンドなどの普及により、電磁波の量は飛躍的に増加していると考えられ、それにつれて、これらの電磁波が健康に影響を及ぼしているのではないかと不安を感じている人が増加している。特に携帯電話やワイヤレスブロードバンドの基地局から発せられる高周波の電磁波に対しては、その安全性について疑問の声があがっている。

●海外の電磁波に対する法整備等

■欧州諸国では、電磁波過敏症は社会的に認知されつつあり、公的保険の対象として治療が受けられる。

■アメリカでも電磁波過敏症の専門医が患者のケアを行っている。

- スウェーデンのストックホルム市では、自治体が、電磁波過敏症の発症者に対し、より電磁波漏えいの少ない電化製品への交換や、遮蔽フィルムを貼ったり塗料を塗ったりといったリフォーム費用を負担または補助しており、さらには、電磁波過敏症の発症者が働き続けられるように雇用主にも対策を求めているという。
- 欧米では疫学調査に基づき、低周波の規制値を四〜十ミリガウスまでとしているのに対し、日本では千ミリガウスとしている。
- 世界保健機関は、低周波の新環境保健基準を発表し、この中で四ミリガウス以上での小児白血病のリスクを認めている。
- 高周波の規制値は、欧州などでは、一平方センチメートルあたり〇・一〜十マイクロワットとされているのに対し、日本は千マイクロワットとされている。欧州などのように予防原則の立場から、より厳しい規制に改める必要がある。
- 携帯電話の電磁波を規制する動きとして、比吸収率（SAR）という安全基準が設けられている。フランスの法律では「フランス国内で販売される全ての携帯電話は、比吸収率（SAR）をフランス語で明確に表示しなければならない。また、通話中の頭部への電波ばく露を制限する付属品の使用推奨にも言及しなければならない。」とされている。日本でも総務省令により、毎キログラム当たり二ワットの許容値を満たすことが義務づけられてはいるが、一般的にこの比吸収率（SAR）について知られていないのが現状である。携帯電話購入の際の検討要素として、この比吸収率（SAR）も、より周知されるようにすべき。
- フランスでは、電磁波による子供の健康への影響を考慮して「保健省は、六歳以下の子ども向けの電波放射機器の販売または無料配布を禁止する法律を制定することができる。」と法律で定められている。
- ロシアの国立非電離放射線防護委員会は「十六歳以下の子供は携帯電話を使うべきではない」と述べている。
- イギリスの国立放射線防護委員会は「八歳未満の子供には携帯電話を使わせないように」と
- カナダのトロント市公衆衛生局は「八歳以下の子供達には固定電話を」、
- アイルランドのアイルランド医師環境協会は「十六歳以下の子供には携帯電話を使用させないように」と、携帯電話の子供達の体への影響を考慮した規制・勧告・要請を行っている。

◎国内での条例

岩手県滝沢村では、電磁波や低周波による影響などの調査研究や規制について「滝沢村環境基本条例」が施行されており、全国の他の市町村においても、携帯電話基地局の設置に関する条例などが施行されている。

宮崎県小林市において、保育園児に鼻血が止まらない園児が続出、2014年12月議会で全国発の快挙 電磁波条例勝ち取る！携帯電話等中継基地局の設置又は改造に係る紛争の予防と調整に係る条例が可決された。

これら海外の規制値等をを政府に質問していたが、翌年政権交代し、この質問以降も変化が見られず電磁波の健康への悪影響は忘れ去られている。

《電磁波悪用》

その後、更に5G6Gと電磁波の量も増え、人々への健康被害も増え続けています。
海外では体調不良を訴える電磁波悪用攻撃のハバナ症候群の報告と法整備がなされ、医師の検診も受けられ、保険も使用できる流れになっています。

また昨年5月アメリカのコロラド州、7月にカリフォルニア州にて、人権法案として「脳データ」悪用を禁じる法案が採決されました。これも電磁波を使用し人の脳データを採取するもので、更にそれが売り買いされているというものです。

衛星からのGPSと携帯基地局による位置情報悪用と脳データの悪用で、人々を監視しマインドコントロールまで出来ると、2017年には共産党議員が国会質問で、エドワード・スノーデンのファイルを引用し、政府がエックス・キー・スコアという生体情報から監視するシステムを米国企業から購入し、防衛省情報本部電波部に渡し、警察と個人情報とを共有しているという事を質問していますが、政府の回答は「出所不明の文章」として答えませんでした。

2025年現在、米国ではトランプ政権が再度誕生しスノーデンが恩赦される方向で進められているようで、出所不明も明らかな出所の文章として認識される時期も近づいています。

ここに一般市民の電磁波被害者として電磁波過敏症と電磁波による悪用(エレクトロニクス・ハラスメント)の調査、対策、法整備について陳情いたします。

【陳情項目】

- ① 行政で電磁波の人体への悪影響の調査、エレクトロニクス・ハラスメント対策チーム設置(測定と発生元特定)、保護と周知求める。
- ② 電磁波過敏症、電磁波被害の専門医の設置、公的保険の適用を推進
- ③ 地域内の携帯基地局の所在地を明記し市民に知らせる。
- ④ 海外の規制値と国内の規制値を比べ、何故現在大きな隔たりがあるのかを調べ、電磁波の人体への影響を考慮し、(特に子供達への身体への影響)危機意識の高い国々の水準に法改正を日本政府に訴えるよう求めます。

陳 情 文 書 表

7 陳情第 19 号

教育長は男女差別事案を真摯に受け止め、
適切な事後処理を行うことを求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 7 年 5 月 30 日
(西暦 2025)

陳情代表者	住 所	小金井市緑町
	氏 名	佐久間 陽子 印 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() —

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係



第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 7 年 5 月 30 日 15:45			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

小金井市議会議長 斎藤 康夫様

令和7年5月30日

小金井市緑町

佐久間昌己

件名 **教育長は男女差別事案を真摯に受け止め、
適切な事後処理を行うことを求める陳情書**

男女共同参画苦情申し立てにおいて不適切であるとされた事案（小企企第190号）において、改善すべきであるとの裁定が下った後も、部局ならびに教育長は、男女不平等の原因となった資料（市民体育祭ゴルフ競技の会場貸切営業確約書）の情報公開請求に対して、これを持ち合わせていないと回答したこと（資料①）は、不祥事の主犯である彼らが、その原因物を、未だ確認していないという甚だしい無責任がそこにあることを証明したものであります。

したがって、部局ならびに教育長は、今次の不祥事において、自らを省みる気などはさらさら無いであろうと断じざるをえず、かくなる状態では、今後彼らに小金井市男女平等都市宣言の趣旨に則した職務の遂行を期待するのは、まったくもってお門違いであると言わざるをえません。

つきましては、当該資料を体育協会に請求し、内容の吟味を行い、今次の裁定における自らの不祥について、なにかしら反省の弁を自発的に声明として発するなどということを、部局ならびに教育長に求めることは、ほとんど無理であると考えられ、よって、議会において、これを実現して頂くための採決をお願い申し上げます。

また、当該資料を取得後は、情報公開において不存在を理由に非公開措置したことを撤回し、求められている資料（貸切営業確約書）を開示することを求めます。

様式第4号(第3条関係)

小教生発第84号
令和7年5月21日

小金井市市政情報非公開決定通知書

小金井市教育委員会
教育長 大熊 雅士

令和7年5月12日に請求のあった市政情報の公開については、下記のとおり公開しないことと決定しましたので、小金井市情報公開条例第12条第2項及び第4項の規定により通知いたします。

記

1 請求の区分	☒ 閲覧 ☐ 視聴 ☒ 写しの交付
2 市政情報の件名	添付にある「貸切営業確認書」 ※体協、ゴルフ協会への開示あっせんも含んで処理のこと
3 市政情報を公開しない理由	小金井市ゴルフ協会が保有する情報であるため。 市民体育祭は、公益財団法人小金井市体育協会へ業務を委託して行っており、受託者側で企画運営を行っている。各実施競技に係る個別な書類までも提出を求めることはしていないため。
4 公開できるようになる時期	☐ 以降に再度請求してください。 ☒ 現在、請求に応じられる予定はありません。
1 審査請求について この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に実施機関(小金井市教育委員会)に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。 2 取消訴訟について この決定については、この決定(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小金井市(訴訟において小金井市を代表する者は、実施機関となります。)を被告として、処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決)の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分取消しの訴えを提起することができなくなります。	
主 管 部 課	生涯学習部 生涯学習課 スポーツ振興係 電話番号 042-386-2462

資料①

陳 情 文 書 表

7 陳情第 20 号

市民体育祭ゴルフ競技の
改善を求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 7 年 5 月 30 日
(西暦)

陳情代表者	住 所	小金井市前原町 [REDACTED]
	氏 名	谷 池 義 雄 印 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	([REDACTED])

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係



第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 7 年 5 月 30 日 15:45			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
山下	山下	篠原	高橋	西村	伏見	斎藤

小金井市議会議員 齋藤 康夫様

令和7年5月20日

吉池 義雄

小金井市前原町

件名 市民体育祭ゴルフ競技の改善を求める陳情書

以下は市民体育祭ゴルフ競技における市報の内容です。

これに関し、以下を求めます。

①
②
③

ゴルフ大会
8月26日（月）午前7時46分から（受け付けは7時から、雨天実施）小金井カントリー倶楽部（小平市）市内在住・在勤・在学のアマチュアの方および小金井会会員124人（申込順）24,120円（参加費・プレー費等。昼食費別途）7月1日～15日（必着）に、Eメール（組み合わせ希望1人のみ可）に住所・氏名（ふりがな）・生年月日（西暦）・性別・電話番号・平均スコアを明記し、市ゴルフ協会連絡所・小倉（☎042-383-8531 sunligh_ogu@yahoo.co.jp）へ

- ① 市民体育祭なので、市内在住・在勤・在学以外の人について特別な待遇を与えないように求めます。
- ② Eメールだと0時からのスタンバイが必要になり、応募者の負担を軽減するような方法での募集を求めます。
- ③ 受付担当者に個人情報保護に関する誓約書を提出させること。

陳 情 文 書 表

7 陳情第 21 号

市民体育祭ゴルフ競技参加者に
関する

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 7 年 5 月 30 日
(西暦)

陳情代表者	住 所	小金井市新原町
	氏 名	池 義 雄 印 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	()

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	()

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係



第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 7 年 5 月 30 日 15:45			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

小金井市議会議長 斎藤 康夫様

令和7年5月0日

吉池 義雄

小金井市前原町

件名 **市民体育祭ゴルフ競技参加者に関する陳情書**

市民体育祭ゴルフ競技は、市の催し物であることに鑑み、若年層（少なくとも中学生）からの参加資格で行うことを求めます。

なお競技場の規約が障害になる場合は、対応できる競技場への変更など行うよう求めます。

陳 情 文 書 表

7 陳情第 22号

2024年2月の裁判結果を尊重し公立5園を存続させ、

園児募集再開を求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 年 6月 3日
(西暦 2025)

陳情代表者	住 所	小金井市本町
	氏 名	新日本婦人の会 小金井支部 支部長 波竹野安子 印 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	小金井市本町
	氏 名	新日本婦人の会 小金井支部 支部長 波竹野安子
	連 絡 先	

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

平成

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 7 年 6 月 3 日 14:50			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
山浦	山浦	齋根	高橋	西村	伏見	斎藤

2024年2月の裁判結果を尊重し公立5園を存続させ、園児募集再開を求める陳情書

2025 年 6 月 3 日

小金井市議会
議長 斎藤 康夫 様

新日本婦人の会 小金井支部
支部長 波多野 安子
小金井市本町
TEL

小金井市は 2009 年、自治体の中でも早い段階で「子どもの権利に関する条例」を制定しました。この条例は、「すべての子どもが生き生きと健やかに安心して暮らせるまち小金井をつくることを目指します(第1条)」を目的とし、子どもの最善の利益のため、何が必要かを記しています。本来この条例を守り啓発すべき立場にある市が、自らその条例に反するような行動をとることが許されるのでしょうか。

昨年の裁判で、「前市長による専決処分は違法であり廃園条例は無効」との判決に対し市は控訴せず受け入れました。しかし、市は原告のお子さんのみを受け入れ、そのお子さんはたった一人で2歳児保育を受けるという状況になっています。

裁判結果を受け、すぐにでも募集再開をするべきところを放置していることは「小金井市子どもの権利に関する条例(制定)や「児童福祉法」からも大きく逸脱した由々しき事態であり、適切な環境において保育を受け健やかに成長する子どもの権利を侵害しており看過できません。

今年度もさくら保育園とくりのみ保育園は乳児クラス(0、1、2 歳児)の募集はされておらず、入所を希望する保護者たちの声をないがしろにする保育行政は許せません。入所を望む保護者にとって、復職するために募集再開は待った無しの事態です。やむなく小金井市から転出することにもなりかねません。

次世代の定着は市全体の活性化につながります。子育て環境を整えることが少子化対策にもっとも有効だということは周知のことです。小金井市の未来を見据え、裁判結果を尊重し公立5園を存続させることを柱にして、すぐにでも乳児クラス(0、1、2 歳児)の募集再開をすることを切に望み、陳情いたします。

【 陳情項目 】

1. 公立保育園 5 園を存続させ、直ちにさくら、くりのみ保育園の 0、1、2 歳児の募集を再開してください。
2. 市の方針について、保護者、市民への説明会を開催してください。

陳 情 文 書 表

7 陳情第 23 号

市議会への請願書及び陳情書に関して、オンライン提出を可能にすることを求める
..... 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 年 6 月 3 日
(西暦 2025)

陳情代表者	住 所	東京都小金井市東町
	氏 名	市民団体「こがねい情報公開市民会議」 事務局長 高木章成 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	()

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	(申し出ません。)
	連 絡 先	()

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

山下 屋成

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 7 年 6 月 3 日 16:40			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

小金井市議会議長 斎藤 康夫 様

2025(令和 7)年 6 月 3 日

東京都小金井市東町

市民団体「こがねい情報公開市民会議」

事務局長 高木 章成

市議会への請願書及び陳情書に関して、オンライン提出を可能にすることを求める陳情書

議員各位の市政発展に向けてのご奮闘に衷心より敬意を表します。

憲法第 16 条、請願法、議会基本条例、会議規則の規定に基づき、以下陳情申し上げます。充実したご審査ののち、採択賜りますようお願い申し上げます。

さて、現在、小金井市議会においては、請願書や陳情書のオンライン提出はできません。

一方、多摩地域の他の市議会を見ますと、すでに請願書や陳情書のオンライン提出を可能にしている事例もあります。以下は立川市議会におけるオンライン提出の事例です。



地方自治法の改正により、昨年 4 月から、メールや自治体の電子申請システムなどによる提出が可能になっており、市議会が関連規定を整備すればすぐに実現できる議会改革であると認識しております。

オンライン提出が可能になれば、平日の昼間に仕事を休まなくても提出が可能になります。また、提出締切日が荒天の場合、ずぶ濡れになって市議会まで行かなくても提出が可能になります。

よって、以下の事項について陳情申し上げます。

市議会への請願書及び陳情書に関して、すみやかに関連規定を整備し、本年度の早い段階で、オンライン提出を可能にしてください。

以上

陳 情 文 書 表

7 陳情第 24 号

小金井市長及び市議会議員の憲法尊重擁護義務について確認していただくことを求める
陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 年 6 月 3 日
(西暦 2025)

陳情代表者	住 所	東京都小金井市東町
	氏 名	市民団体「こがねい情報公開市民会議」 事務局長 高木章成 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	()

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	(申し出ません。)
	連 絡 先	()

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

山下 屋成

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 7 年 6 月 3 日 16:40			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

2025年 6月 3日

小金井市東町 [REDACTED]

市民団体「こがねい情報公開市民会議」

事務局長 高木 章 [REDACTED]

小金井市長及び市議会議員の憲法尊重擁護義務について 確認していただくことを求める陳情書

議員各位の市政発展のためのご奮闘に、心より感謝を申し上げます。

憲法第16条、請願法、議会基本条例および小金井市議会会議規則に則り、次の事項を陳情いたします。充実したご審議ののち、採択されますよう、お願いいたします。

さて、日本国憲法には、憲法の最高法規性に基づき、以下のような規定が置かれています。

○日本国憲法

第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

この規定は、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員」に、憲法を尊重し擁護する義務を課したものです。もちろん、政治家や公務員が憲法改正を求めたり、論じたりすることを禁じるものではありませんが、現行憲法の規定、特に基本的人権を害することを戒めるものです。

小金井市長及び市議会議員（議長を含む）は、特別職地方公務員ですので、「その他の公務員」に含まれており、当然、この義務を負うと解されます。

そこで、以下の事項を陳情いたします。

【陳情項目】

- 市議会議員選挙が執行され、新たな任期が始まったことから、改めまして、小金井市議会として、小金井市長及び小金井市議会議員（議長を含む）が、日本国憲法第99条に基づき、憲法尊重擁護義務を負うことを確認してください。

以上

陳 情 文 書 表

7 陳情第 25号

武蔵小金井駅西側の歩道等の改善を求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 年 6 月 3 日
(西暦 2025)

陳情代表者	住 所	東京都小金井市東町
	氏 名	市民団体「こがねい情報公開市民会議」 事務局長 高木章成 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	()

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	(申し出ません。)
	連 絡 先	()

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

山下 屋成

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 7 年 6 月 3 日 16:40			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
山 浦	山 浦	薄 根	高 橋	西 村	伏 見	斎 藤

小金井市議会議長 斎藤 康夫 様

2025(令和7)年6月3日

東京都小金井市東町

市民団体「こがねい情報公開市民会議」

事務局長 高木 章成

武蔵小金井駅西側の歩道等の改善を求める陳情書

議員各位の市政発展に向けてのご奮闘に衷心より敬意を表します。

憲法第16条、請願法、議会基本条例、会議規則の規定に基づき、以下陳情申し上げます。充実したご審査ののち、採択賜りますようお願い申し上げます。

さて、武蔵小金井駅西側の歩道等に関しては、元々の計画に nonowa 口開設がなかったため、いくつかの問題点が残存しています。

第一に、競技場通りを南下し、高架下に入った際、歩道が非常に狭小である点です。特に駅側の歩道は、イトーヨーカドーなどの南側商業とドン・キホーテなどの北側商業を最短距離で結ぶ通路であり、

第二に、nonowa 口開設の影響で、通勤通学の送迎自家用車が続々と停車しますが、歩道のガードレールが切れている箇所が、プラウドタワーの駐車場入り口部分(競技場通りの曲がり角)に限られており、荷下ろしの車、路線バスなどの邪魔になっていることです。

よって、以下の事項について陳情申し上げます。

第一に、当該歩道の拡幅を研究検討し、可能であれば拡幅を実施してください。
第二に、イトーヨーカドー北側に、送迎用自家用車の停車位置を設定し、ガードレールを数か所解消して、下車後すみやかに歩道に入れるようにしてください。

以上

陳 情 文 書 表

7 陳情第 26 号

~~武蔵小金井駅西側の歩道等の改善を求める~~
建設環境委員会において 3・4・11号線問題を継続的に調査することを求める 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 7 年 6 月 3 日
(西暦 2025)

陳情代表者	住 所	東京都小金井市東町
	氏 名	市民団体「こがねい情報公開市民会議」 事務局長 高木章成 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	(申し出ません。)
	連 絡 先	()

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

山下 屋敷

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 7 年 6 月 3 日 (6:40)			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
山浦	山浦	薄根	高橋	西村	伏見	斎藤

小金井市議会議長 斎藤 康夫 様

2025(令和 7)年 6 月 3 日

東京都小金井市東町

市民団体「こがねい情報公開市民会議」

事務局長 高木 章成

建設環境委員会において 3・4・11 号線問題を継続的に 調査することを求める陳情書

議員各位の市政発展に向けてのご奮闘に衷心より敬意を表します。

憲法第 16 条、請願法、議会基本条例、会議規則の規定に基づき、以下陳情申し上げます。充実したご審査ののち、採択賜りますようお願い申し上げます。

さて、優先整備路線(3・4・11 号線)問題に関しましては、目を覆いたくなるような混迷が続いています。

今年 2 月 17 日、白井市長は、従来の「東京都に中止を要望する」との基本政策(選挙公約)を放棄し、一転「容認」へと転じる事態が発生しました。

しかし、3 月 3 日、白井市長は、「容認」判断を撤回しました。市議会は 3 月 6 日、「白井市長は市長としての資質に著しく欠け、その職にふさわしくなく、辞職に値する」「白井市長に対し、その責任を厳しく問うと同時に、自ら出处進退を明らかにすることを求める」とする決議を賛成 18 反対 2 退席 2 で可決しました。

市議会が「辞職」の文言を用いて市長に対する決議を可決するのは極めて異例のことであり、今般の 6 月議会においても早速一般質問で取り上げる議員が続出しているようです。

しかし、聞くとところによれば、本件問題を所管する建設環境委員会には、継続的に調査を行う措置を講じる気配がなく、なぜこれだけの重要問題を放置するのか理解に苦しみます。

よって、以下の事項について陳情申し上げます。

建設環境委員会において、優先整備路線(3・4・11 号線)問題を、継続的に調査できるよう、所要の措置を講じてください。

以上

陳 情 文 書 表

7 陳情第 27号

防犯機器等購入緊急補助事業の独自の拡充を求める
..... 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 年 6 月 3 日
(西暦 2025)

陳情代表者	住 所	東京都小金井市東町
	氏 名	市民団体「こがねい情報公開市民会議」 事務局長 高木章成 印 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	

発言を申し出ます。

発言者	住 所	
	氏 名	(申し出ません。)
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

山下 屋敷

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 7 年 6 月 3 日 16:40			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

小金井市議会議長 斎藤 康夫 様

2025(令和 7)年 6 月 3 日

東京都小金井市東町

市民団体「こがねい情報公開市民会議」

事務局長 高木 章成

防犯機器等購入緊急補助事業の 独自の拡充を求める陳情書

議員各位の市政発展に向けてのご奮闘に衷心より敬意を表します。

憲法第 16 条、請願法、議会基本条例、会議規則の規定に基づき、以下陳情申し上げます。充実したご審査ののち、採択賜りますようお願い申し上げます。

さて、現在開会中の 6 月議会に、白井市長は、一般会計補正予算を提出しました。その中に「防犯機器等購入緊急補助事業」として 4103 万 3000 円が計上されており、一戸建てや集合住宅の専用部分への防犯機器等の設置への補助を行う旨が説明されています。

財源内訳を見ますと、東京都からの補助金が 4100 万円で、小金井市はわずか 3 万 3000 円しか拠出しない姿勢で、目を疑う思いがしました。

この間、小金井市に隣接する三鷹市や国分寺市では強盗事案が発生しており、市としても、独自に「上乘せ」「横出し」などをおこなって、市民の不安解消に努めるべきです。

よって以下陳情申し上げますので、予算審査にあたっては十分にご審査を宜しくお願い申し上げます。

- ① 防犯機器等購入緊急補助事業について、都内他自治体の独自の「上乘せ」「横出し」の状況(財政措置の状況を含む)、特徴的な施策の状況を明らかにしてください。
- ② それを手がかりにして、小金井市独自の「上乘せ」「横出し」が実施されるよう、市長と議会による所要の調整をおこなってください。

以上

陳 情 文 書 表

7 陳情第 28 号

小金井市においても国による雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業
を実施していただくことを求める 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 年 6 月 3 日
(西暦 2025)

陳情代表者	住 所	東京都小金井市東町
	氏 名	市民団体「こがねい情報公開市民会議」事務局長 高木章成 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	()

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	同 上
	連 絡 先	()

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

山下 屋敷

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 7 年 6 月 3 日 16:40			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
山 浦	山 浦	齋 藤	高 橋	西 村	伏 見	齋 藤

2025年 6月 3日

小金井市東町

市民団体「こがねい情報公開市民会議」

事務局長 高木 章成

小金井市においても国による雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業を実施していただくことを求める陳情書

議員各位の市政発展のためのご奮闘に、心より感謝を申し上げます。

憲法第16条、請願法、議会基本条例および小金井市議会会議規則に則り、次の事項を陳情いたします。充実したご審議ののち、採択されますよう、お願いいたします。

さて、国は、重い障がいがあっても働けるよう、就労中に必要な介助費用を補助する「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」を実施しています。費用は基本的に国が2分の1、都道府県と区市町村が4分の1ずつ負担することになります。利用者の申請を受け、仕事中のたん吸引といった介助費用を補助します。自治体が実施するかどうかを決める任意事業で、2022年10月時点で26区市町村の92人の利用にとどまっています。重度訪問介護の利用者は、全国で約1万2,000人、このうち就労者は推計で約800人とされており、同事業は、本来適用される人の1割程度しか利用されていないと思われます。

常時介護が必要な重度障がい者が利用する重度訪問介護は、経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出については利用できないという基準を厚労省が定めています(2006年9月26日厚労省告示523条)。これにより、就労中や大学等の就学中は公的介護サービスを使えません。

しかしながら、重度訪問介護利用者にも就労や就学を望む者がいることから、厚労省は、重度障害者等就労支援特別事業、重度訪問介護利用者の大学修学支援事業(以下、両事業合わせて「本事業」という。)を創設し、国が50%、都が25%の費用補助を行うことになりました。

本事業は、地域生活支援事業の任意事業であり(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「総合支援法」という)77条3項)、「必要な事業」として実施するかどうかは市区町村の判断に委ねられており、小金井市は実施していません。

障がい者であっても、地域社会で暮らしていくことは、憲法25条1項で保障されており、また、就労により経済的に自立し自己実現を図ることは重要であり、そのための知識や技術を習得するために大学等に就学することも重要です。リモートワークやリモート講義が普及したことにより、重度障がい者が就労・就学することは以前と比べて容易になっています。

昨年の第4回定例会の一般質問において、本事業に係る問い合わせが過去、本市に3件あったとの答弁がありました。現在、小金井市民で就労・就学している者であっても、突然の事故や病気により重度の障がいを負う可能性は誰にでもあり得ます。疾病や事故により重度化してしまうこともあります。切れ目無く就労・就学を継続できなければならない、具体的な必要が生じたときに速やかに実施できるよう、事前に本事業の実施を決定し、要綱や予算を準備しておくべきです。

よって、陳情者は、~~請願事項について~~議員各位のご理解とご賛同を切望するものです。真摯なご審議のち、本陳情をご採択いただきますよう切にお願い申し上げます。

上

以上